

事 調 第 676 号
平成30年10月12日

一般社団法人
北海道農業建設協会 事務局長 様

北海道農政部農村振興局
事業調整課長

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について(通知)

農政部が発注する工事については、将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境整備を推進するため、「週休2日を実施した工事における間接工事費の補正に関する試行について」(平成29年12月22日付け事調第877号)により、週休2日の確保に要する費用の計上を行ってきたところですが、最新の施工実態を踏まえ、積算基準日が平成30年11月1日以降の工事から、次のとおり実施することとしたので、お知らせします。

なお、本通知の発出に伴い、「週休2日を実施した工事における間接工事費の補正に関する試行について」(平成29年12月22日付け事調第877号)は廃止します。

記

1 対象工事

土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事を対象とする(別表1)。ただし、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間※1を通じた現場閉所※2の日数が、4週8休以上※3となることをいう。

※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 実施方法

- (1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。
- (2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書※4を作成し工事監督員へ提出すること。
- (3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間※5や余裕ある工期期間は除く。）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※4：実施計画書は、別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※5：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

4 実施の留意事項

- (1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。
- (2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前※6までに実施状況※7（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。
- (3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。
- (4) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。

※6：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※7：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1（※4）実施欄によるものとする。

5 実施確認

- (1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告※8すること。
 - (2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認※9するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。
- ※8：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合においては、別記様式1（※4）によることもできる。
- ※9：報告を受けた工事旬報または別記様式1（※4）による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日を実施した工事における、設計変更時の算定については対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率		28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満
土木	労務費	1.05	1.03	1.01
	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01
	現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02
施機	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01
	現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02

※施機とは鋼橋製作仮設工事、施設機械設備製作据付工事及び電気通信設備製作据付工事のことをいう。

(2) 補正方法

○労務費 = 労務費合計×週休2日補正係数

○機械経費(賃料) = 機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数

○共通仮設費(率分) =

対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

○現場管理費(率分) =

対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

7 試行工事实施フローについて

試行工事を行う場合におけるフローは別紙2による。

8 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

(1) 入札公告及び入札説明書に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

(2) 特記仕様書に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

〔 事業契約グループ (27-168)
設計施工グループ (27-188) 〕